

「防災教育学研究」編集規程

投稿原稿を受け付けた日付を「受理日」とし、採用を決定した日付を「掲載決定」とする。

学術誌編集委員会は、投稿原稿が論文投稿規程に著しく違反し、査読が困難と思われる場合に体裁を整えるように著者に勧告し、投稿原稿の再提出を求めることができる。

- (1) 学術誌編集委員会は、原稿の内容が「防災学研究」に掲載される論文として不適切であると判断される場合には、学術誌編集委員会の委員で審議し、掲載を否とすることができる。
- (2) 学術誌編集委員会は、学術誌編集委員で審議し、2名の査読者を決定する。
- (3) 学術誌編集委員会は、1次もしくは2次査読結果に基づき、学術誌編集委員で審議を行い、原稿掲載の可否を決定する。
- (4) 学術誌編集委員会は、投稿原稿が査読結果と共に原稿投稿者に返却されてから6ヶ月以内に修正原稿が送られてこない場合には、その投稿原稿が取り下げられたものと判断することができる。
- (5) 学術誌編集委員会は、投稿区分が「その他」の「討論」である原稿については学術誌編集委員で審議し、掲載の可否を決めることができる。
- (6) 学術誌編集委員会は、投稿原稿の表現の変更、字句および図表の変更を著者に求めることができる。
- (7) 学術誌編集委員会は、投稿原稿の投稿規程に違反する部分を著者の了解なしに修正することができる。
- (8) 学術誌編集委員会は、学術誌編集委員で審議し、報告などの原稿を依頼することができる。
- (9) 原稿投稿者は、原稿掲載の審査結果が不採用と判定された場合には、1ヶ月以内に不当とする理由を明記して、学術誌編集委員会に異議申し立てをすることができる。

令和2年4月1日制定

防災教育学会「学術誌編集委員会」

〒650-8586 神戸市中央区港島1-1-3
神戸学院大学ポートアイランドキャンパス
D号館4階 D430 研究室内（前林）
e-mail: